

特定非営利活動法人 愛着子育てサポート

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人愛着子育てサポートと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県萩市椿東 1091-4 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、乳幼児期の親子をはじめ、保育者や子育て支援者など、子どもに関わるすべての人が安心して関わり合い、共に育ち合える社会の実現を目的とする。

そのために、親子の居場所づくり、愛着形成の重要性を伝える活動、子育てに関する相談・交流・学びの機会の提供を通じて地域全体で子どもの健やかな育ちを支える環境づくりを推進することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①3歳までの親子が安心して過ごせる居場所の運営事業
- ②子育てや支援に関わる人が愛着形成及び子どもの発達への理解を深めるための事業
- ③地域や行政、教育・保健機関、企業等との連携による子育て支援環境の整備事業
- ④その他、法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、総会における議決権を有する者。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体で、議決権を有しない者。

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むもの

とし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 入会を認めない場合、理事長は速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上
 - (2) 監事1名以上
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、この法人の理事または職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決事項にもとづきこの法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行なう。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為、または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会員の除名
- (5) 事業計画及び活動予算ならびにその変更
- (6) 事業報告及び活動決算

- (7) 役員の選任または解任、職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) その他、理事会が運営に関して必要と認める重要な事項
(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって少なくとも開催日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決を委任した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合においては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほかは、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織および運営
- (5) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は第32条の第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他の新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する次に掲げる事項について所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限り）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に限るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属に関する事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2 前項1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会で決議したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 佐々木 澄江
理事 植木 一美
理事 中園 菜摘
監事 竹中 仁美
- 3 この法人の設立当初の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 年会費 2,000 円

(2) 賛助会員 (個人) 1 口 2,000 円

賛助会員 (団体) 1 口 5,000 円

賛助会員は、任意の口数をもって入会することができる。

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 愛着子育てサポート

役 職 名	(ふりがな) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理 事 長	ささき すみえ 佐々木 澄江	[REDACTED]	無
理 事	うえき かずみ 植木 一美	[REDACTED]	無
〃	なかぞの なつみ 中園 菜摘	[REDACTED]	無
監 事	たけなか ひとみ 竹中 仁美	[REDACTED]	無

注 「住所又は居所」には、特定非営利活動促進法施行条例第2条各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。

- 2 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 3 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない。（法第2条第2項第1号ロ）。

特定非営利活動法人 愛着子育てサポート 設立趣旨書

私たちの暮らす地域では、核家族化や共働きの増加、親族など身近に頼れる人が少ないこと、地域のつながりの希薄化などにより、子育てに孤立感や不安を抱える家庭が増えています。特に乳幼児期（0～3歳）は、親子の愛着が形成され、子どもが安心・安全の中で探索し、心と身体のを土台を育む大切な時期です。この時期に、親が安心して子どもに向き合える環境づくりは、子どもの健やかな発達にとって不可欠です。

しかし現状では、安心して親子が過ごせる居場所や、子育てや発達に関する相談を気軽に言える場所が十分とはいえません。

こうした課題を前に、私たちは「親子の安心・安全・探索を守る場所をつくりたい」「支援者も安心して関われる環境を整えたい」「子どもの発達を理解できる機会を地域に広げたい」という思いから、市民活動団体「愛着子育てサポートの会」を立ち上げ、活動を続けてきました。

これまでの活動では、乳幼児親子の居場所「COCOIRU（ここいる）」を中心に、親子が安心して過ごせる居場所づくり・愛着形成と子どもの発達理解に関する冊子の制作・行政や地域団体との連携を行ってきました。これらの取り組みを通して、親子が笑顔になり、支援者とのつながりが生まれ、地域に少しずつ安心の輪が広がっていることを実感しています。

しかし今後、より多くの親子と支援者が安心して関われる場を継続的に育てていくためには、安定した運営体制と社会的な信頼が不可欠です。助成金や委託事業への応募、会員制度の整備、寄付・協賛の推進など、地域に根ざした継続的な活動を行うためには、法人格を持つことが必要であると考えました。法人化によって、行政機関、公的機関、社会福祉協議会、教育・保健機関、地域団体、企業などと連携しながら、次のことをさらに推進していきます。

- ・ 親子が安心・安全の中で過ごせる地域の居場所の安定的な運営
- ・ 愛着形成や子どもの発達理解に関する学びの広がり
- ・ 地域全体で子どもの探索と育ちを支える仕組みづくりの促進

「子育てに自信がもてない」「ひとりでがんばりすぎてしまう」——そんな親たちが安心して立ち止まり、支え合える場があること。それは、子どもの「安心から始まる冒険」を支える土台となります。私たちは、すべての親子と子どもに関わる人々が、愛着形成の要素である「安心・安全・探索」の中で育ち合える社会の実現を目指して、ここに特定非営利活動法人 愛着子育てサポートを設立し、活動をより広く、持続的に展開していこうとするものです。

令和7年11月9日

設立代表者 住所

氏名 佐々木 澄江

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人愛着子育てサポート

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの方に知っていただくため、ホームページを開設する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位： 千円)
①3歳までの親子が安心して過ごせる居場所の運営事業	・持続可能な組織づくりとしてNPO法人を立ち上げ、各種手続き、規程の整備など、来年度からの活動に向けて準備する。 ・運営体制の整備	(A) 通年 (B) 事務所等 (C) 12人	(D) 3歳までの親子 (E) 不特定多数	0
②子育てや支援に関わる人が愛着形成や子どもの発達への理解を深めるための事業	・冊子の制作、子育て相談 ・ホームページの作成	(A) 通年 (B) 事務所等 (C) 1人	(D) 不特定多数 (E) 不特定多数	0
④地域や行政、教育・保健機関、企業等との連携による子育て支援環境の整備事業	・地域の関係機関（子育て支援課・子ども家庭センター・保健センター・ファミリーサポートセンター・社会福祉協議会・児童館・図書館・はぎポルトなど）への連絡。	(A) 通年 (B) 地域の関係機関 (C) 1人	(D) 3歳までの親子 (E) 不特定多数	0
④その他、法人の目的を達成するために必要な事業	・運営を継続するための寄付金の募集 ・冊子への広告掲載募集	本年度は実施予定なし	(D) 不特定多数 (E) 不特定多数	0

令和8年度 事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人愛着子育てサポート

1 事業実施内容

乳幼児期の親子及び乳幼児期の子どもに関わるすべての人に対して、親子の居場所づくり、愛着形成の重要性の啓発、子育てに関する相談・交流・学びの機会の提供等の事業を行うことにより、地域全体で安心して子育てができ、子どもの健やかな育ちを支える環境づくりに寄与する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費 の 予算額 (単 位：千 円)
① 3歳までの親子が安心して過ごせる居場所の運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 親子の居場所 COCOIRU 室内運動あそび CO・TA・TSU ぱーく 1歳半からの保育園あそび COCO キッズ 	(A) 各月1回 (B) 市民活動センター結及び椿東小地域交流センター (C) 7人	(D) 3歳までの親子 (E) 不特定多数	290
② 子育てや支援に関わる人が愛着形成や子どもの発達への理解を深めるための事業	<ul style="list-style-type: none"> 子育て相談 冊子制作 ホームページの更新 講座開催の準備 	(A) 通年 (B) 不特定 (C) 4人	(D) 不特定多数 (E) 不特定多数	10
③ 地域や行政、教育・保健機関、企業等との連携による子育て支援環境の整備事業	・地域の関係機関（子育て支援課・子ども家庭センター・保健センター・ファミリーサポートセンター・社会福祉協議会・児童館・図書館・はぎポルト・山口きらめき財団・子育てひろば全国連絡協議会など）との連携。	(A) 通年 (B) 地域の関係機関 (C) 1人	(D) 3歳までの親子 (E) 不特定多数	0
④ その他、法人の目的を達成するために必要な事業	<ul style="list-style-type: none"> 運営を継続するための寄付金の募集 冊子への広告掲載募集 	(A) 通年 (B) 地域の関係機関 (C) 1人	(D) 不特定多数 (E) 不特定多数	0

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 愛着子育てサポート

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
居場所運営事業収益	0		
子育て・支援者の学び支援事業収益	0		
子育て支援冊子制作事業収益	0		
地域連携による環境づくり事業収益	0		
その他、法人の目的を達成するために必要な事業収益	0	0	
5 その他収益	0	0	
経常収益計			0
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
事務費	0		
消耗品費	0		
印刷製本費	0		
備品費	0		
通信運搬費	0		
賃借料	0		
会議費	0		
諸謝金	0		
旅費交通費	0		
その他経費計	0		
事業費計		0	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
事務費	0		
消耗品費	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			0
当期経常増減額			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 愛着子育てサポート
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	22,000		
賛助会員受取会費	10,000	32,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	12,000		
施設等受入評価益	0	12,000	
3 受取助成金等			
受取助成金(山口きらめき財団)	200,000		
受取助成金(萩市社会福祉協議会)	23,000	223,000	
4 事業収益			
居場所運営事業収益	20,000		
子育て・支援者の学び支援事業収益	0		
子育て支援冊子制作事業収益	0		
地域連携による環境づくり事業収益	0		
その他、法人の目的を達成するために必要な事業収益	25,000	45,000	
経常収益計			312,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	20,000		
印刷製本費	3,000		
備品費	60,000		
通信運搬費	15,000		
賃借料	20,000		
会議費	0		
諸謝金	34,000		
研修費	70,000		
旅費交通費	60,000		
支払保険料	18,000		
その他経費計	300,000		
事業費計		300,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
事務費	0		
消耗品費	0		
諸会費	12,000		
その他経費計	12,000		
管理費計		12,000	
経常費用計			312,000
当期経常増減額			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0